

大師公園前ひのき保育園

① 第三者評価機関名

第三者評価機関名	一般社団法人かわさき福祉相談センター
----------	--------------------

② 施設・事業所情報

名称	大師公園前ひのき保育園	評価対象サービス	2024～ 保育所版
対象分野		定員	12名
所在地	210-0813 川崎市川崎区昭和2-2-2 グリーンハイツサクライ101		
TEL	044-280-6977	ホームページ	https://www.hinoki-hoikuen.com/
【施設・事業所の概要】			
開設年月日	2021年03月01日		
経営法人・設置主体（法人名等）	医療法人HDC		
職員数	常勤職員：7名	非常勤職員：6名	
専門職員	園長：1名 保育士（資格有）：4名 栄養士：1名 事務員：1名 外部職員：1名	主任：1名 看護師：2名 調理員：1名 用務員：1名	
施設・設備の概要	保育室：1 看護室兼事務室：1 トイレ・シャワー室：1 職員用トイレ：1 非常用玄関：1	調理室：1 病児保育室：1 安静室：1 休憩室：1	

③ 理念・基本方針

【保育理念】：

子ども一人一人の自己肯定感を高め保護者からも信頼され地域とともに成長し続ける保育園であること
園児さん一人一人の主体性を生かしながら、寄り添った保育を行います。
また、自分は愛されているありのままがいいんだという自己肯定感を高めます。

【保育目標】：

無理や強制のない安心安全のリラックスした中で温かい人間関係を大切にし、一人一人のお子様を大切に保育

- ①人との関わりの中で思いやりのある子ども <COMPASSIONATE>
- ②自分らしく輝ける子ども <PERSONABLE>
- ③子ども主体、見守る保育で自主性や意欲を育む <CHEERFUL AND STRONG>
- ④からだに優しい給食で味覚や豊かな五感を育てる大切な時間 <INQUISITIVE>

【理事長の思い】：

ひのき保育園に通ってくれる園児さん、保護者の方、保育に携わるすべての従業員が笑顔で幸せであること「三方よし」の実現
そこから、地域の皆さんに笑顔の輪が広がって行くと考えている

④ 施設・事業所の特徴的な取組

同法人の歯科との連携を図っており、歯科イベントへの園児さんの参加(ハロウィン、クリスマスなど)や、歯科健診を園内で園児さんが行った後、家族も含めた受診に繋がっています。また歯科にもお母さん衛生士さんが何人か籍しており、発熱や体調不良時等、ひのき保育園で病児保育としてお預かりしています。

従業員さんの休憩時間はゆっくり過ごせるよう個室で食事を摂ることができます。また、自園調理ではこだわりの食材を使用しています。農家のお野菜、油や調味料も無添加のものを選んでいきます。職員は園児さんと同じ食事に調理員さんが大人に向け手を加えたお弁当を選ぶこともできます。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	(契約日) ～ (評価結果確定日)
受審回数 (前回の受審時期)	0 回 (年度)

⑥ 総評

<p>特長や今後期待される点</p>	<p>1) 小規模園ならではの密な連携と見守りの体制 小規模園であることを活かし、職員同士の情報共有が日々の保育の中で自然に行われています。勤務の都合で会議に参加できない職員の意見も連絡ツールを通じて確実に拾い上げ、決定事項や変更点もツールで共有されるため、情報の行き違いが起きにくい体制が整っています。また、クラスの垣根を越えて全職員が子ども全員に関わることで、多様な視点から見守ることができ、安全で質の高い保育につながっています。</p> <p>2) 異年齢の関わりが自然に生まれる環境 小規模園ならではの異年齢保育が自然に行われており、年上の子が年下の子を思いやる姿や、年下の子が上の子の行動を模倣して成長する姿が日常的に見られます。こうした育ち合いの関係は、子どもの社会性や自己肯定感の育ちに良い影響を与えており、園の特色として評価できます。</p> <p>3) 医療法人運営を活かした健康支援と柔軟な保育体制 医療法人が運営する園として、口腔ケアや健康管理に関する専門的な知見が保育に活かされている点が強みです。歯科医院との連携により、日常的な口腔衛生への意識づけが行われ、子どもの健康づくりに寄与しています。併設の病児保育室との連携により、保護者の就労を支える柔軟な受け入れ体制が整っていることも特徴で、地域の子育てニーズに応える取り組みとして評価できます。</p> <p>4) 園全体の事業計画の体系化と目標設定の必要性 安全計画や人材育成、保育の質向上など個別の計画は存在するものの、園全体の単年度事業計画として体系化されていないため、年間目標や達成度が把握しにくい状況があります。今後は、保護者や職員の意見も踏まえ、これらを総合的に整理し、年度ごとの目標や数値指標を設定することで、取り組みの進捗や成果がより明確に評価できる体制が期待されます。</p> <p>5) 研修体系の整理と職員育成の強化 役割や期待値は共有され、研修情報も適宜紹介されているものの、職員個々の研修計画がなく、経験年数や能力に応じた体系的な育成が十分ではありません。園全体としての研修計画も整理されていないため、研修の実施状況や効果の把握が難しい状況です。今後は、正規・パート・派遣を含めた階層別・職種別の研修体系を整備し、個々の成長を支える育成計画を策定することで、組織全体の質向上につながることが期待されます。</p>
--------------------	---

⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を通して、職員一同が自分たちの保育や園全体の事を見つめなおす貴重な機会となりました。
評価者からのフィードバックにより、現場の保育者も自信に繋がったようです。
一方で、課題も明確となったため、今後はマニュアルの整理や、書類の見直しに積極的に取り組んでいきます。
ご協力いただいた皆様に感謝致します。

一般社団法人 かわさき福祉相談センター

大師公園前ひのき保育園

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

【第三者評価結果：a】

保育理念を「子ども一人一人の自己肯定感を高め保護者からも信頼され地域とともに成長し続ける保育園であること」とし、ホームページや重要事項説明書に明記する他、園内にも掲示して周知を図っています。理念や保育方針は常に子どもの主体性を第一に考える内容となっており、保育の実践を目指す指標となっています。職員に対して理念・基本方針・園目標は研修や会議、日々の振り返りを通して周知されています。職員の行動規範となる「HINOKI CREDO」にも子どもの幸せ」「保護者・保育者の連携の大切さ」を明記しています。保護者に対しては入園説明会で入園のしおり(重要事項説明書)を用いて説明しています。入園後も個人面談、日々のやり取りを通して繰り返し説明しており、理念の浸透に向けた取り組みが継続的に行われています。

I-2 経営状況の把握

【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

【第三者評価結果：a】

園長は川崎市からのメール配信や理事長・理事・園長・企業主導型保育園のコンサルティング会社の担当者が参加する法人ミーティング等で地域の社会福祉事業の動向の把握に努めています。また、川崎区のホームページ等により地域保育園の利用状況や待機児童数、保育のニーズなどを把握しています。園の利用率や運営にかかるコスト等についても法人ミーティングで毎月分析しています。

【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。

【第三者評価結果：b】

法人ミーティングで抽出された経営課題は明確化されているものの、職員への共有や課題解決に向けた取り組みの具体化は十分とはいえません。病児保育の周知や地域に向けたイベント企画、担当間の情報共有などが課題として挙げられており、今後は職員全体で課題を共有し、改善に向けた取り組みを組織的に進める体制づくりが求められます。

I-3 事業計画の策定

【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

【第三者評価結果：b】

理念や基本方針実現に向けた、中・長期計画の策定を策定しています。園開設から4年が経過し、理事長・理事・園長コンサルタント会社でのミーティングから課題も明確化してきています。小規模で家庭的な雰囲気での保育、病児保育を併設していることを強みに利用者数の充足、職員の確保・育成や、業務効率化等を計画しています。中・長期計画策定にあたっては、期間設定や設備更新を含む計画の具体性が十分とは言えず、数値目標や年度ごとの工程を明確にし、計画の実効性を高めることが期待されます。

【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

【第三者評価結果：b】

中・長期計画の基づく単年度の事業計画の策定はされていますが、内容が中・長期計画、事業の報告等が含まれており、単年度の計画としての位置づけが不明確です。避難訓練や午睡の確認などについての安全計画や人材育成や保育の質向上についての計画はそれぞれ策定されている部分もあるため、今後は園内での計画だけでなく地域との関わり・教育への協力などを含めた事業計画の策定と、年度ごとの目標や数値計画を整理し、単年度計画として明確に示すことが求められます。

【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

【第三者評価結果：c】

行事計画やクラス毎の具体的な保育計画は策定されており職員会議や年度末の会議で実行状況を振り返る機会もっていますが、単年度の事業計画が存在しないため、計画の評価や見直しが組織的に行われず、職員の理解も充分ではありません。クラス毎の計画や行事計画については振り返り、次年度に向けた計画に役立っているため、今後は事業計画について職員全員が内容を理解し評価・見直しが行うことができる体制となることが望まれます。

【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

【第三者評価結果：c】

入園説明会や進級時に法人の理念や理念に基づいた保育内容や行事などについての年間予定表を配布・掲示し行事や健康診断などの予定は伝えていますが、事業計画そのものの周知は行われていません。今後、理念の実現に向けた事業計画の策定と、保護者が理解・参加しやすい資料の作成と周知・説明の機会確保していくことが期待されます。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

【第三者評価結果：b】

園では日々職員間でも気づいたことや改善が必要と思われることを話し合い、グループLINEや1日の振り返りを通じてPDCAを回す取り組みが行われています。話し合いの時間が持てない場合には連絡ツールを用いるなど意見の収集は心がけています。指導計画・日誌には評価・反省を記入する項目があり、毎週主任を中心に話し合い反省点の共有をしています。自己評価を年度途中に実施していますが、評価内容を体系的に記録し、組織的に分析する仕組みが十分ではありません。反省点や課題については小規模園のため職員数が少なく口頭でも共有しやすい環境ですが、会議録の作成や評価結果の文書化を進め、改善の継続性を高めることが期待されます。

【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

【第三者評価結果：b】

園では日々の保育の中や毎週主任を中心におこなうミーティングなど話し合う機会を多く持ち、保育の質の現状の確認や改善に向けた取り組みを実行しています。現在園では保育環境の整備・配慮が必要な子どもの対応・連絡帳の書き方の統一などを課題と捉えており、園内研修の開催、外部研修の受講や知識・技術の共有に向けて取り組んでいます。今後具体的な改善計画や研修計画などの策定と実施、評価する仕組みは十分ではなく、今後の整備が期待されます。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

【10】 Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

【第三者評価結果：a】

施設長の役割と責任については運営規程に明記され、年度はじめの全体会議でその年度の運営方針や解決すべき課題を周知しています。施設長の権限や不在時の権限委任等については災害マニュアル等各種マニュアルに明記し職員会議や研修において職員の理解を深めています。年度の保育についての方針は年度はじめの園だよりで周知しています。

【11】 Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

【第三者評価結果：b】

園ではコンプライアンス規定を整備し法令遵守に努めています。施設長は定期的に「企業主導型保育事業施設長等研修」の受講や行政からのメール配信、外部研修の受講等により児童関連法のみでなく、雇用・ハラスメント・衛生等遵守すべき関連法令について幅広く学び知識を深めています。園長が得た情報は文書化し職員がいつでも確認できるように設置しています。また、遵守すべき法令について全職員対象の園内での研修や学習会を実施し周知徹底を図っていますが、記録管理を強化し、いつでもふり返りや確認ができる体制作りが期待されません。

【12】Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

【第三者評価結果：a】

施設長は園の保育の質について、日々の保育や職員会議等にて現状を把握しています。園の自己評価や毎年職員に「保育士自己評価チェックリスト」を実施し、保育所保育指針に基づく園の理念・方針に沿った保育が実践されているか確認するとともに園の課題の把握に努めています。小規模園であるため職員同士のコミュニケーションは良く、意思統一が図りやすい環境となっています。施設長は職員との年1回の面談や相談の機会を随時設け、個々の能力、希望、家庭環境にも配慮したアドバイスや指導もしています。職員の資格取得や研修の参加についても情報提供や支援をしています。

【13】Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。

【第三者評価結果：b】

施設長は常に人事、労務、財務について気を配り管理をしています。職員会議や日々の業務の中でも職員の意見を聞くことを心がけ、職員の負担軽減や業務効率向上に向け書類の簡素化をすすめています。また、職員同士が話しやすい環境作りや、職員の家庭環境や希望を確認したシフト作りもおこない働きやすい職場環境を追求しています。経営状況について職員への周知が不足していると園では考えています。今後経営も含め園運営について職員全体で把握し改善に向けて園の意識統一ができる体制となることが期待されます。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

【14】Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

【第三者評価結果：b】

運営規程等に必要な福祉人材や人員体制等について規定されていますが、福祉人材の確保・育成についての方針や具体的な計画はありません。人材募集が必要な際にはハローワークや人材募集会社への依頼等により迅速な確保をおこなう体制としています。人材育成について研修計画の作成はしていませんが、必要時には外部講師を招いて研修を図る等職員の知識・技術の向上を図っています。今後人材の確保・育成・定着について具体的な計画の策定が期待されます。

【15】Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

【第三者評価結果：a】

「期待する職員像」は園の信条を示す「HINOKI CREDO」や保育の具体的な取り組みや子どもとの関わり方について示している「ひのきの保育すり合わせ13項目」に明示し、入職時や職員会議、研修の都度内容を確認しています。職員個人が職務を方針に沿って実行できているかを毎年セルフチェックを実施し確認しています。また、施設長は毎年職員との面談により、職員の知識や技術を確認するとともに職員からの相談や希望も確認しています。また、外部コンサルタント会社との面談や研修の機会をもち、キャリア形成を図っています。

【16】Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

【第三者評価結果：a】

職員の就業状況の把握や労務管理の責任者は園長としています。就業状況・時間外勤務は勤怠管理システムにより園長が把握しています。職員の心身の健康状態や家庭環境などライフワークバランスに配慮した勤務となるよう園長は職員とのコミュニケーションの機会を多くとり、相談しやすい環境となるよう配慮しています。時間外勤務は基本的にないよう配慮していますが、必要時には手当てを支給する仕組みとしています。有給休暇取得等休暇については、職員の希望を確認しシフトに反映することで働きやすい環境に努めています。年1回健康診断の実施や単身の職員には家賃補助もしています。悩みや相談は臨床心理士に相談する機会も設けています。

【17】Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

【第三者評価結果：a】

「園の目指す職員像」を踏まえて保育の実践ができているか毎年園長との面談や「保育士自己評価チェックリスト」の実施によりふり返りをおこなうとともに、施設長は日々の保育の中で職員に助言を行っています。職員個人の目標設定やその達成状況を確認する機会がなく、外部講師による研修を活用しているものの、育成の仕組みとしては十分ではありません。今後職員個人の目標設定や施設長との面談を中期・期末に設定する等により職員の質・保育の質の更なる向上が期待されます。

【18】Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

【第三者評価結果：b】

園では、「期待する職員像」を運営規程や「HINOKI CREDO」等に明示し、職員に求める姿勢や役割を共有しています。一方で、職員一人ひとりの研修計画については策定しておらず、園内研修や外部研修への参加も、各分野の担当者が必要に応じて該当する研修情報を提供する形にとどまっており、体系的・計画的な研修体制は整備できていません。受講希望者に対してはシフト調整などの配慮を行っていますが、派遣社員やパート職員を含めた階層別・職種別の研修計画についても、現時点では策定していない状況です。職員育成を計画的に進めるための研修体系の整備が望まれます。

【19】Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

【第三者評価結果：b】

職員個々の知識や技術水準、専門資格の所得状況は入職時に確認しています。新人社員に対しては先輩職員がOJTを実施し、理念や基本方針に沿った保育者となるよう指導しています。外部研修の情報は書面や口頭で提供し、必要と思われる職員には個別に受講を促しています。研修受講者は研修報告書を提出し、その内容は書面で他の職員も確認できるようにしています。今後研修受講者が他の職員への伝達の機会を持つ等、園全体のスキル向上につなげることが期待されます。

【20】Ⅱ-2-(4)-①実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

【第三者評価結果：b】

園では、実習生受け入れマニュアルを作成しており、受け入れに向けた基本的な体制は整備しています。しかし、実習指導にあたる職員に対する研修や教育は実施しておらず、指導体制の強化には至っていません。乳児保育に特化した小規模保育園であることから、現時点では実習の依頼や受け入れはなく、実習生の受け入れ実績もありません。実習指導体制の充実や教育機関への働きかけを進めることが望まれます。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

【21】Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

【第三者評価結果：b】

ホームページに保育理念、基本方針や保育の内容をブログ形式で掲載していますが、事業計画、事業報告、予算決算状況の公開はありません。地域の社会資源と繋がるため、職員が地域のコミュニティスペース「どまりば」で活動を紹介する取り組みはあるものの、情報公開としては不十分であり、情報公開の充実が期待されます。今後ホームページの活用により事業計画、事業報告、予算・決算情報等情報公開の充実が望まれます。これまで苦情はありませんが、その旨を事業報告等で公表することも期待されます。

【22】Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

【第三者評価結果：a】

園では、経理や取引に関するルール、職務分掌、権限・責任について法人の意見を取り入れながら整備し、職員会議等を通じて職員へ周知しています。また、法人や園のホームページを活用し、必要な情報や書類を公開することで、透明性の確保に努めています。事務・経理業務については、法人事務局長が定期的に監査を行い、園運営が適正に行われているかを確認しています。さらに、関連税理士が同席する形で、児童育成協会による財務・労務面の監査が年2回実施されており、指摘事項については保育支援協会の助言を受けながら改善に取り組んでいます。これらの内部・外部のチェックを通じて、企業主導型保育園として求められる適正な運営と透明性の確保に努めています。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

【23】Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

【第三者評価結果：b】

園では2歳児を中心に地域の商店に買い物に行く等地域との交流を図っています。近隣幼稚園の園庭開放や移動動物園に参加する等地域の福祉施設との交流機会も持っています。また、地域のコミュニティスペース「どまりば」が参加し、乳児保育や保育技術等の周知を図りつつ地域の子育て世帯との交流を図り地域ニーズの抽出もおこなっています。多くの取り組みは実施していますが、今後は実施内容の明確化や評価ができるような事業計画の策定が期待されます。

【24】Ⅱ－４－(1)－② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

【第三者評価結果：b】

ボランティア受け入れ規程・マニュアルを整備し、ボランティアの受け入れ担当や申込み・オリエンテーション・活動の内容・注意事項等を定めていますが、これまで受け入れの実績はありません。今後も地域に根ざした園運営に向け積極的に地域に呼びかけ、ボランティアを受け入れることが期待されます。

【25】Ⅱ－４－(2)－① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

【第三者評価結果：b】

施設長は年2回開催の「川崎市施設長連絡会」に参加し地域での共通の課題の共有や解決に向け検討する機会をもっています。虐待や権利侵害が疑われる場合には「マニュアル」に基づき行政や児童相談所と連携できる体制としています。玄関掲示等にて地域の社会資源を周知しています。個別に相談があった場合には適切な期間の紹介や連携の支援をしています。近隣の医療機関、警察所、消防署、行政関係部署、児童相談所、第三者委員等関係機関の連絡先リストは整備されておらず、職員の周知と併せて今後の課題です。現在要保護児がいないため要保護児童対策地域協議会には参加していません。今後地域での情報共有や協力体制構築のため参加が期待されます。

【26】Ⅱ－４－(3)－① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

【第三者評価結果：b】

園長は年に2回「川崎市施設長連絡会」に参加し地域の福祉ニーズ等の把握をしています。園では地域交流担当職員を配置し、園で毎月開催する「ひのきっこくらぶ」やワークショップの開催、夏祭り・クリスマス会、保育園開放等で地域に向けた園の活動の周知や子育て相談をおこなう中で地域の子育て世帯からニーズの把握をしています。おむつ交換等にいつでも立ち寄れる場所として提供できる場所も用意しています。今後民生委員・児童委員、町内会等との定期的な交流をもちさらなるニーズの把握や園の知識や技術の地域への還元ができる関係構築が期待されます。

【27】Ⅱ－４－(3)－② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

【第三者評価結果：b】

園では地域に園の機能を周知するために毎月「ひのきっこくらぶ」を開催し地域の子育て世帯の交流の場の提供、育児相談やワークショップを実施しています。地域のコミュニティスペース「どまりば」に職員を派遣し園の活動や機能の周知も図っています。日々の散歩や買い物の際地域住民とも挨拶を交わし良好な関係を築いています。今後災害時等町内会や近隣との協力体制を含めた計画が期待されます。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

【28】Ⅲ－１－(1)－① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。

【第三者評価結果：a】

保育理念、保育方針、保育目標は園園内に掲示をしており、ホームページや重要事項説明書にも明記しています。理念や基本方針に沿った保育のマニュアルは「子どもを尊重した保育」を基本とし、個性性に配慮した内容となっています。子ども一人ひとりの思いや意欲を尊重し、無理に行動させたり一斉保育は行わない方針です。乳児のみの園ですが、子どもたちが互いに尊重することができるように、保育士が丁寧に寄り添い対応しています。

【29】Ⅲ－１－(1)－② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

【第三者評価結果：b】

権利擁護についての規定はあり職員会議や研修で繰り返し確認していますが、プライバシー保護に関してする明確な規定の策定はありません。園では職員に「プロの保育士としての心得」を配布し、各マニュアルと合わせてプライバシー保護に配慮した保育を実践しています。着替えやおむつ替えは他者の目に触れないようスペースに配慮を徹底しています。プール遊び時には遮光ネットで目隠しを設置しています。保育や個々の遊びのマニュアルにプライバシー保護に関する留意事項が記載されて適切な保育が行われています。子どものプライバシー保護規定の策定や研修、併せて、保護者に向けた取り組みの周知が期待されます。

【30】Ⅲ－１－(2)－① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

【第三者評価結果：a】

園の紹介や理念、保育内容等についてはホームページやSNS、パンフレット等に掲載し、パンフレットは地域のコミュニティサロン「どまりば」や法人が運営する歯科医院にも配置しています。園見学は希望者の都合を配慮し園長が随時受け入れ対応しています。園見学時にはパンフレットを配布し、園長が園内設備や理念、保育の内容、行事等を丁寧に説明しています。

【31】Ⅲ－1－(2)－② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。

【第三者評価結果：a】

園見学会や入園説明会では、重要事項説明書やパンフレットの内容に沿って説明を行い、同意を得ています。重要事項説明書の内容に変更が生じた場合は、変更箇所を保護者への説明し周知に努めています。これまで前例がありませんが、配慮が必要な保護者に対しては、説明を行う時期や時間を調整して園長が時間をかけて理解していただけるように丁寧に説明することとしています。必要時には行政等に相談する体制としています。

【32】Ⅲ－1－(2)－③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。

【第三者評価結果：b】

保育所の変更にあたり、転園についての引継ぎや書類の作成は行っていませんが、依頼があった場合は保護者の同意を得て必要な情報を伝えることで保護者の不安軽減に努めています。その際も個人情報保護規定に則り必要最低限の情報のやりとりとしています。転園や卒園後にも保護者の相談等できる旨は口頭で伝えており実際に相談も受けていますが、利用終了後も相談できる旨や担当者を書面では伝えていません。今後相談窓口や担当者を書面で伝える等保護者のさらなる安心に繋げる取り組みが期待されます。

【33】Ⅲ－1－(3)－① 子ども満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

【第三者評価結果：b】

日々の保育の中で子どもの表情や行動日々観察して子どもの意向や満足度を把握するように努めています。言葉でうまく表現できない場合は、表情や動作に注意し意向を確認して保育日誌に記録し保育に反映しています。保護者に対しては、毎日の送迎時の会話や連絡帳で丁寧なコミュニケーションを心掛けています。個人面談や行事後のアンケートは実施し、次年度の計画に反映するようにしていますが、満足度調査はおこなっていません。今後保護者に対して定期的に満足度調査やアンケート等を実施し、その結果を組織的に分析・検討することで保育の質や真保護者満足度の向上に活かせるような取り組みが期待されます。

【34】Ⅲ－1－(4)－① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

【第三者評価結果：a】

園では苦情解決マニュアルを整備し、苦情解決の仕組みや窓口の体制が確立されています。「重要事項説明書」には相談窓口に関する記載があり、口頭での説明も行っています。苦情解決の仕組みについてのフロー図を園玄関に掲示するとともにQRコードでの確認や園の連絡アプリからも申し出ることができ、保護者苦情や意見を伝えやすい体制としています。これまで苦情はありませんが、苦情が生じた場合は迅速に対応し、プライバシーに配慮した上で公表・フィードバックすることとしています。

【35】Ⅲ－1－(4)－② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。

【第三者評価結果：a】

園長を含む全ての職員は保護者が相談しやすいような雰囲気作りを第一に心がけ、送迎時には保護者とのコミュニケーション密にとるようにしています。子どもや保護者の様子を見て園長・保育士から声をかけることもしています。QRコードからや園の連絡アプリからの相談・意見も受けています。保護者からの相談の申し出や必要に応じて、電話やプライバシーに配慮した場所で個別に対応できる体制としています。

【36】Ⅲ－1－(4)－③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

【第三者評価結果：a】

保護者からの直接の相談・意見、連絡帳や園の連絡アプリ等から寄せられた内容について職員会議等で周知し、苦情解決マニュアルに沿って園全体で真摯に対応しています。園長・主任・担任を含む全ての職員が相談を受けられるような体制を整備し、保護者にも周知しています。送迎時などに相談を受けた職員は、内容を園長・主任に報告することとしており、その場で回答できない場合はその旨を保護者に伝え、園長を中心に園全体で協議の上、翌日以降早めに回答することを心掛けています。相談内容は所定の書式に記録・保管しています。

【37】Ⅲ－1－(5)－① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

【第三者評価結果：b】

園では事故発生時の対応についてマニュアルを整備し、園長を責任者に位置付けたリスクマネジメント体制が構築されています。ヒヤリハット・事故報告書の記入を徹底し、誰でも記録は確認できるよう管理しています。事故やヒヤリハットの内容は早急に職員会議で内容や対応について確認し、再発防止に向けた改善策を検討・実行しています。年度末には全ての内容を振り返る場面を設け、園全体に事故防止・

安全に対する意識付けを行なっています。ヒヤリハットの分析や改善策の文書化は十分ではなく、今後は記録の蓄積と分析を通じてリスクマネジメント体制の強化が期待されます。

【38】Ⅲ－１－(５)－② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

【第三者評価結果：b】

感染症予防・対応マニュアルを作成し、看護師が中心となって体制を整えています。日々の保育の中では、子どもの安全確保を最優先に、体調の変化を丁寧に把握することを重視しており、早期発見・早期対応につなげています。保護者への周知については、「ほけんだより」を通じて季節ごとの感染症予防や安全対策を発信し、家庭と連携しながら感染症対策を徹底していますが、周知手段が「ほけんだより」に限られています。感染症予防・発生時対応マニュアルの定期的な更新や、複数の周知手段の活用を検討することで、より確実な情報共有と組織的な感染症対応の強化が期待されます。

【39】Ⅲ－１－(５)－③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

【第三者評価結果：b】

園では地震・火災・台風等各災害毎の対応マニュアルを作成し、毎月避難訓練を実施しています。災害時に職員が戸惑うことがないようにマニュアルには支持・命令系統、職員の役割、避難の方法・場所・流れ等が記載されています。子ども・保護者・職員の安否確認は連絡アプリで可能となっていますが、今後は引き取り訓練の実施や保護者への周知強化が期待されます。食料・水・衛生用品等は子ども・職員が3日間生活できる数を備蓄しリストで管理しています。近隣自治会等と合同の避難訓練や協力体制の構築はまだされていませんが、地域連携に取り組む担当職員を配置しているため、今後は災害時に地域との連携をとることができる体制構築が期待されます。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

【40】Ⅲ－２－(１)－① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。

【第三者評価結果：a】

保育所保育指針や法人の理念や保育方針に基づいた保育についての標準的な実施方法は各マニュアルに明文化されています。園では「保育者としての心得」「ひのきの保育すりあわせ13項目」等に園としての保育方針、子どもとの接し方等を明示しています。内容は子どもを中心とした保育に関するものとなっており、日々職員同士での確認や研修等で繰り返し実施状況の確認しています。これまでの実践を元に更新した「保育の手引き」での標準的な実施方法を令和8年度より実践予定です。

【41】Ⅲ－２－(１)－② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

【第三者評価結果：a】

標準的な保育の実施方法についてのマニュアルの内容等については職員会議等により職員の意見や園長・副園長からの提案等をもとに話し合いをおこない、必要があれば見直し・変更をしています。見直し変更された内容は指導計画に反映しています。職員全体で共通認識をし保育の質の向上を意識した保育にあたり、その後も定期的な見直しをしています。ご意見箱や送り迎え時に保護者からの意見があれば、職員会議で検討し保育の標準的な実施方法の見直しに反映しています。

【42】Ⅲ－２－(２)－① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

【第三者評価結果：a】

入園前の面談に子どもの生育状況や家庭環境、アレルギー等を含めたアセスメントを行い、保護者のニーズを踏まえ担任保育士を中心に個別指導計画を作成しています。入園後も個人面談や日々の連絡・相談の中で情報は更新しています。個別指導計画は毎月作成し、健康面への配慮や援助、個々の発達に合わせた適切な援助、保育者の意向や家庭環境を把握した上で作成し実践しています。毎月実施状況を確認し、その結果を踏まえて次月の個別指導計画作成を行っています。また、支援困難なケースがあれば職員会議にて情報を共有し必要があれば外部の関係機関にも相談できる体制としています。

【43】Ⅲ－２－(２)－② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

【第三者評価結果：a】

担任保育士が中心となり作成した指導計画は保護者との面談や、職員会議等にて概ね3ヶ月毎に振り返り・評価をおこない必要箇所の見直しを行っています。指導計画の定期的な見直しや変更は、職員会議にて行われ、保護者や職員の意見を反映できるような仕組みとしています。計画の変更等については記録として残し、全職員に回覧することで周知につなげています。

【44】Ⅲ－２－(３)－① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

【第三者評価結果：b】

子どもの発達や生活状況等は、個人記録に手書きで記録しています。重要な内容については保育士・給食担当職員・看護師・管理職を含めた会議で周知しています。職員毎に記録の表現等に差異が生じないように研修等は実施していませんが、記録は日々園長が確認し、必要時には職員に対し個別に指導をしています。記録が紙面中心のため共有必要事項について個々の職員の把握状況について、より効率的な共有体制の構築が期待されます。

【45】Ⅲ－２－(3)－② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

【第三者評価結果：b】

個人情報記録管理者を園長とし、子どもに関する記録は個人情報保護規定に基づき適切に管理されており、保管・開示・廃棄等についても規定に沿って運用されています。個人情報保護については職員に研修を実施し、入職時には誓約書を取得するなど、職員の意識向上にも努めています。保護者に対しては、入園説明会で重要事項説明書を用いて個人情報の取り扱いについて説明し、相談窓口や担当者も明示しています。写真撮影や情報利用についても事前に承諾を得ています。保護者との連絡手段として動画や写真をLINEで共有する運用しており、誤送信や端末管理など個人情報保護上のリスクが残っています。今後は、デジタルデータの取り扱いに関するルールを整備し、規定との整合性を図ることで、より安全な記録管理体制の構築が期待されます。

評価結果内容評価

A-1 保育内容

【A1】A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。

【第三者評価結果：b】

全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨を踏まえ、保育理念や保育方針に基づいて作成しています。計画の作成にあたっては、理事や園長、設立時のコンサルタントが中心になって作成しており、保育に関わる職員が直接参画する形ではありません。全体的な計画は大きく変更することなく、子どもの状況に応じて保育内容を調整しながら日々の保育に取り組んでいます。一方で、全体的な計画について定期的な見直しを行う仕組みは現時点では整っていません。全体的な計画の見直し体制を整え、職員の参画方法をより明確にしていくことが望まれます。

【A2】A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。

【第三者評価結果：a】

園では、子どもが心地よく過ごせるよう、室内の温度、湿度、換気、採光、音などの日々の環境整備に取り組んでいます。施設内の衛生面や安全面については、日常的な点検を行い、建物環境を整えるよう努めています。また、遊びと食事の区分けがつくよう、テーブルの出し入れを工夫し、生活の流れが子どもにとって分かりやすい環境づくりを行っています。玩具の提供においては、消毒や大きさへの配慮を行い、安全に遊べるよう環境を整えています。さらに、子どもたちの日々の様子を踏まえ、保育室内の環境設定や玩具の内容を適宜見直し、コーナー保育や廃材ラボの設置など、子どもの興味や発達に応じた環境づくりを保育者間で話し合いながら進めています。

【A3】A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

【第三者評価結果：a】

理念に掲げる「園児一人一人の自己肯定感を高める」ことを大切に、一人ひとりと丁寧に向き合いながら、子ども主体の保育を実践しています。乳児は言葉での表現が難しいため、保育者は表情やしぐさ、泣き方などの非言語的なサインを細かく読み取り、子どもの気持ちをくみ取るよう努めています。寄り添い、見守り、対話的な関わりを徹底することで、子どもが安心して自分の気持ちを表現できる環境づくりを進めています。また、子どもが「自分でやりたい」という気持ちを尊重し、好きな遊びを選べるよう、おもちゃを自由に取り出せる環境を整えています。個別指導計画に沿った対応も行い、子どもの発達に応じた支援を心がけています。

【A4】A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

【第三者評価結果：a】

一人ひとりが自分のペースで生活習慣を身につけられるよう、最初から一斉保育を行わない環境づくりを大切にしています。大人が「させる」保育や、大人の都合を優先した保育ではなく、子ども自身が「自分でやりたい」という気持ちを持ち、主体的に行動できるよう見守りながら援助しています。そのような環境の中で、2歳児が自ら身の回りのことに取り組む姿が自然と0・1歳児の刺激となり、年齢に応じた生活習慣が身につけていく様子が見られます。保育者は先回りをせず、子どもが達成感を味わえるよう、できるところまで見守る姿勢を徹底しています。また、子どものペースを尊重し、時間で過度に区切らないことで、無理のない生活リズムを支えています。

【A5】A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

【第三者評価結果：a】

子どもが主体的・自発的に活動できるよう、環境構成に工夫を凝らしています。コーナー遊びを取り入れ、子どもが自分で遊びたい場所や玩具を自由に選べるようにしており、興味や気持ちに応じて活動できる環境を整えています。また、子どもが「行きたい」「やりたい」と感じたことを大切に、水遊び・室内遊び・散歩など、その時々の子どもの思いに合わせて活動を選択できるようにしています。大人の都合で一斉に動かすのではなく、子どもの気持ちを最優先に考え、極力その思いが実現できるように保育を組み立てています。異年齢での関わりについては、0歳児は発達段階に応じて個別の行動ですが、2歳児は社会的な経験として、電車やバスに乗る、お買い物に行くなど、地域との関わりも取り入れており、その姿が自然と1歳児の刺激となり、模倣や憧れを通して成長につながる場面も見られます。

【A6】A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

【第三者評価結果：a】

0歳児が安心して過ごせるよう、専用スペースを設け、担当保育者と落ち着いて過ごせる環境づくりに取り組んでいます。食事・おむつ替え・午睡などの生活の基本は、同じ空間で一貫して行うことで、子どもが安心できるリズムを整えています。また、0歳児が保育者との愛着関係を築けるよう、特定の保育者を配置し、日々の関わりを通して情緒の安定を図っています。言葉での表現が難しい時期であるため、保育者は表情やしぐさ、泣き方などの微細なサインを丁寧に読み取り、子どもの興味や欲求に応じた関わりを心がけています。発達過程に応じた遊びや生活の援助にも配慮し、0歳児の行動や気持ちを優先して、その日の活動を組み立てるようにしています。こうした環境の中で、0歳児が安心して探索活動を行い、保育者との信頼関係を深められるよう努めています。

【A7】A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

【第三者評価結果：a】

1～2歳児が安心して自分らしく過ごせるよう、園では愛着関係と対話的な保育を大切にしています。担任制をとりながらも全職員で子どもを見守り、誰が関わっても安心できるよう共通した関わり方を心がけています。また、月に1度の子ども心理士とのミーティングを通して、発達や関わり方について専門的な視点を取り入れています。保育者は子どもを一人の人間として尊重し、丁寧な対話を意識して関わっています。散歩で見た乗り物などの経験を、2歳児の実体験や「いつか乗る」という期待につなげるなど、日常の体験を発達の連続性として保育に生かしています。保護者との連携では、担当保育者が玄関まで出向き、日々のコミュニケーションを丁寧にすることで、家庭と園が一体となって子どもの育ちを支えられるよう配慮しています。

【A8】A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

【第三者評価結果：非該当】

0～2歳児のみが在籍する事業所

【A9】A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

【第三者評価結果：c】

現在のところ障がいのある子どもの受け入れ実績はありません。障がい児受け入れに関する具体的なマニュアルや手順が現時点では整備されておらず、受け入れ時の対応が属人的になりかねない点は課題となっています。個別指導計画の作成や、保護者・医療機関・専門機関との連携方法についても、今後は明確な手順化が求められます。受け入れマニュアルの整備や研修体制の構築を進め、障害児受け入れ時に円滑かつ適切に対応できる体制を整えることが望まれます。

【A10】A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

【第三者評価結果：a】

子どもの在園時間に応じて無理なく過ごせるよう、活動内容に変化をつけながら一日を構成しています。午後に散歩を取り入れたり、後半の時間帯に別の遊びを設定したり、子どもが飽きずに過ごせるよう工夫しています。また、保育士が行っている活動に子どもが興味を持てるよう、自然と関わりが広がるような働きかけも行っていきます。子どもの状態に応じて、ゆったりと過ごせる時間と、興味に応じて活動できる時間のバランスを大切に、安心して一日を過ごせる環境づくりに努めています。さらに、職員間の引継ぎでは30分の重複時間を設け、その日の子どもの様子や出来事を丁寧に共有することで、在園時間を通して一貫した関わりができるよう配慮しています。降園が18時半を過ぎる場合には補食の提供を行っています。

【A11】A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

【第三者評価結果：非該当】

0～2歳児のみが在籍する事業所

【A12】A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

【第三者評価結果：b】

子どもの生活リズムや健康状態に応じて無理なく過ごせるよう、看護師チームが中心となって計画や対応を行っています。保護者からの健康情報については、連絡帳アプリを活用することで、毎日の体調変化や家庭での様子を確実に把握できるようにしています。また、保護者に対してはSIDS（乳幼児突然死症候群）に関する情報を教室内に掲示し、注意点を共有しています。SIDSや健康管理に関する職員研修は現時点では特に実施しておらず、看護師チームの知識に頼る部分が多い点は今後の課題となっています。今後は、看護師チームの知識を園全体で共有し、健康管理に関する研修機会を設けることで、より組織的な支援体制を整えることが望まれます。

【A13】A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

【第三者評価結果：a】

子どもの健康状態を継続的に把握するため、定期的な健康診断と歯科健診を年2回実施しています。健診結果はその都度保護者へ報告しており、欠席した園児については後日受診できるよう調整し、結果を連絡帳アプリで共有したうえで健診結果ファイルに保存しています。当園は歯科医院が運営する企業主導型保育園であることから、歯科医療との連携が取りやすい環境にあります。園児の散歩の際には歯科医院に立ち寄り、歯の模型を見たり話を聞いたりするなど、歯の健康について学ぶ機会を設けています。こうした取り組みにより、日常的に口腔衛生への関心を育てることができています。

【A14】A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。

【第三者評価結果：b】

これまでに食物アレルギーを有する子どもの受け入れ実績はありませんが、「緊急対応マニュアル集」の中に食物アレルギーに関する記載があり、発症時の対応について方針を示しています。食物アレルギーに特化した「アレルギー対応マニュアル」は現時点では作成されておらず、アレルギー対応に関する研修計画もなく、職員全体での理解や対応力の向上については今後の検討が必要です。アレルギー対応マニュアルの整備や研修機会の設定を進め、受け入れが生じた際に安全かつ円滑に対応できる体制を構築することが望まれます。

【A15】A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。

【第三者評価結果：b】

今年度から栄養士が配置されたことを受け、食育の充実に向けて取り組みを進めています。子どもが楽しく食事できるよう、無理に食べさせない、全部食べてからおかわりという固定的なルールを設けない、果物を最後に食べるといった順番にこだわらないなど、子どもの気持ちを尊重した雰囲気づくりを大切にしています。また、食への関心を育てるため、温かくくつろげる食事環境の整備、調理の様子に触れられる工夫、自分の食べる量を把握できる配慮、食事準備や片づけの体験などを取り入れています。アレルギーや除去食の園児がいないため、アレルギー対応マニュアルは未整備であり、今後の課題となっています。アレルギー対応マニュアルの整備や研修体制の構築を進め、食の安全面でも組織的に対応できる体制づくりが望まれます。

【A16】A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることでできる食事を提供している。

【第三者評価結果：b】

今年度から栄養士が配置されたことで、子ども一人ひとりの食べ進みや意欲を丁寧に観察しながら、食事内容に工夫を加えています。野菜が残りやすい場合には味付けを変えたり、ツナやコーンを加えるなど、子どもが食べやすい形に調整しています。食材の購入は調理員が担当しており、「お腹にやさしい」ことをテーマに選定しています。また、おやつには季節感を取り入れており、今後は地域の料理や海外のメニューも取り入れ、食育として子どもに説明する機会を広げていきたいと考えています。調理室には「衛生管理マニュアル」を掲示し、衛生面の確認を徹底しています。栄養士と調理員、保育士が連携し、安全で安心できる食事提供に努めています。

A-2 子育て支援

【A17】A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。

【第三者評価結果：b】

保護者個別面談などの定期的な面談を通して丁寧にコミュニケーションを取り、その子にとって今大切なことを共有しています。保育のマニュアルが「正解」ではなく、子どもと保護者の笑顔をした言葉がけを心がけており、「ひのきの保育すり合わせ13項目」で示されている、子どもの気持ちに寄り添う姿勢や肯定的な関わりを日々の保育に生かしています。日々の送迎時には、連絡帳に書ききれないエピソードを伝えるなど、細やかな情報共有を行っています。家庭での様子や園での活動・睡眠・食事の状況も相互に確認し、子どもの生活全

体を把握できるようにしています。「園だより」「ほけんだより」で保育内容や健康情報を発信し、個別面談も希望に応じて柔軟に実施しています。活動の様子を撮影した動画を LINE で共有していますが、園としてはセキュリティ面に課題を感じており、今後の検討が必要です。

【A18】A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。

【第三者評価結果：b】

保護者が安心して子育てできるように、日頃から送迎時の伝達や連絡帳を通してコミュニケーションをとり、常に笑顔で接し、相談しやすい環境を整えて、全職員と保護者との間で信頼関係を築くことを心掛けています。送迎時の相談、連絡帳や電話・連絡アプリ等での相談等いつでも状況に応じて相談に応じる体制を整えて、個々の想いや意向・要望だけでなく悩みや不安に感じることに對しても適切に対応できるようにしています。

【A19】A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

【第三者評価結果：b】

言語での意思表示が難しい乳児に特化した園のため、登園時や着替えのときに子どもの顔色や怪我などを細かく確認しています。子どもの傷や気になる様子があれば保護者に確認し、施設長に報告する体制としています。子どもだけでなく保護者の表情や態度の観察にもおこない、虐待等の早期発見にもつなげるために注意を払い、必要に応じて外部機関と連携を取ることができる仕組みとしています。虐待等権利侵害について外部研修の受講はしていますが、今後園内研修の実施やマニュアルの強化により園全体で虐待や権利侵害の早期発見、解決に向けた体制強化をしたいと園では考えています。

A-3 保育の質の向上

【A20】A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。

【第三者評価結果：b】

年に1度、全職員が自己評価を行い、その結果を園長と主任が確認して振り返りを行っています。日々の保育においても、月案や個別指導計画の中で振り返り・評価・反省の機会を設け、保育の迷いや疑問が生じた際には、職員同士で都度話し合い、気づきを共有できる体制を整えています。一方で、年度末に実施している「保育士自己評価チェックリスト」については、園長と主任が内容を確認するのみで、職員へのフィードバックや次年度に向けた目標設定が行われていない点が課題となっています。自己評価を保育の質向上に確実につなげるため、フィードバックや目標設定の仕組みを整えることが望まれます。